

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月12日
【四半期会計期間】	第73期第2四半期（自平成22年7月1日至平成22年9月30日）
【会社名】	持田製薬株式会社
【英訳名】	Mochida Pharmaceutical Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 持田 直幸
【本店の所在の場所】	東京都新宿区四谷一丁目7番地
【電話番号】	03（3358）7211（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理部長 宮地 和浩
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区四谷一丁目7番地
【電話番号】	03（3358）7211（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理部長 宮地 和浩
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第72期 第2四半期連結 累計期間	第73期 第2四半期連結 累計期間	第72期 第2四半期連結 会計期間	第73期 第2四半期連結 会計期間	第72期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日	自平成21年 7月1日 至平成21年 9月30日	自平成22年 7月1日 至平成22年 9月30日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高 (百万円)	39,247	39,025	19,808	19,504	78,549
経常利益 (百万円)	8,428	6,960	4,136	3,191	14,921
四半期(当期)純利益 (百万円)	5,918	3,885	3,336	1,725	9,869
純資産額 (百万円)	-	-	79,073	80,780	79,768
総資産額 (百万円)	-	-	105,308	108,824	106,845
1株当たり純資産額 (円)	-	-	692.42	730.28	714.68
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	51.83	34.93	29.22	15.56	86.86
潜在株式調整後1株当 たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	-	-	75.1	74.2	74.7
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	5,357	2,958	-	-	12,217
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	558	1,220	-	-	638
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,701	950	-	-	5,521
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	-	-	23,475	27,220	26,434
従業員数 (人)	-	-	1,760	1,765	1,727

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	1,765 (383)
---------	-------------

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は()内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	1,455
---------	-------

(注) 1. 従業員数は就業人員数で記載しております。

2. 平均臨時雇用者数は従業員数の100分の10未満のため記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第2四半期連結会計期間の生産実績を事業部門ごとに示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日) (百万円)	前年同四半期比(%)
医薬品関連	13,590	0.3
ヘルスケア	805	22.5
合計	14,396	1.8

- (注) 1. 金額は正味販売価格によっております。
2. 上記金額中に、消費税等は含まれておりません。

(2) 商品仕入実績

当第2四半期連結会計期間の商品仕入実績を事業部門ごとに示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日) (百万円)	前年同四半期比(%)
医薬品関連	2,520	8.7
合計	2,520	8.7

- (注) 1. 金額は実際仕入額によっております。
2. 上記金額中に、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注状況

当社グループ(当社及び連結子会社、以下同じ)は主として見込生産を行っているため、記載を省略しております。

(4) 販売実績

当第2四半期連結会計期間の販売実績を事業部門ごとに示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日) (百万円)	前年同四半期比(%)
医薬品関連	18,640	1.2
ヘルスケア	863	8.8
合計	19,504	1.5

- (注) 1. 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
(株)メディセオ	4,024	20.3	4,036	20.7
(株)スズケン	3,978	20.1	3,595	18.4
アルフレッサ(株)	3,375	17.0	3,529	18.1
東邦薬品(株)	2,531	12.8	2,697	13.8

2. 上記金額中に、消費税等は含まれておりません。
3. (株)メディセオ・バルタックホールディングスは、グループ会社の組織変更により、平成21年10月1日付で(株)クラヤ三星堂に医療用医薬品等卸売事業を承継しています。また、同日付で(株)クラヤ三星堂は、(株)メディセオに商号変更を行っております。

2【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

医療費財源確保の問題を背景とする薬剤費抑制諸政策が継続的に進められ、また国内外の企業間競争が一段と激化するなど、医薬品業界は引き続き厳しい環境下にあります。本年4月には「新薬創出・適応外薬解消等促進加算」の試行的導入を含む平成22年度薬価改定が行われ、事業環境の変化にいっそう拍車がかかりました。

このような状況下、当第2四半期連結会計期間における当社グループは前期に引き続き、グループ経営体制の整備、人員の適正化、全社的な生産性の向上への取り組みなど、経営全般にわたる業務改革を推進いたしました。

医薬品関連事業では、重点4領域（循環器、産婦人科、皮膚科、救急）にリソースを集中し、スペシャリティファーマを旨として、主力製品を中心とした学術情報提供活動を積極的に展開いたしました。

ヘルスケア事業は、敏感肌のための基礎化粧品のエキスパートとして事業活動を行い、マーケティングの強化に努め市場開拓を図ってまいりました。

以上の結果、医薬品事業が薬価改定の影響を受けるなか、当第2四半期連結会計期間の売上高は195億4百万円、前年同四半期比1.5%の減収となりました。

利益面につきましては、薬価引下げに伴う売上原価率の上昇及び研究開発費の増加等により、営業利益は31億5千万円、前年同四半期比23.6%の減益となりました。また、経常利益は31億9千1百万円で前年同四半期比22.8%の減益、四半期純利益は17億2千5百万円で前年同四半期比48.3%の減益となりました。

各事業部門の業績は次のとおりであります。

1. 医薬品関連事業

経口プロゲステン製剤の子宮内膜症治療剤「ディナゲスト」が売上高を伸長したものの高脂血症・閉塞性動脈硬化症治療剤「エパデル」及び持続性Ca拮抗降圧剤「アテレック」が前年同四半期売上高を下回るなど、薬価改定の影響等により、186億4千万円、前年同四半期比1.2%の減収となりました。

2. ヘルスケア事業

市場が低迷しているなか、抗真菌剤配合シャンプー・リンス等の抗菌ケア製品が伸び悩み、ヘルスケア事業の売上高は8億6千3百万円で、前年同四半期比8.8%の減収となりました。

(2)キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、272億2千万円となり、前年同四半期連結会計期間末に比べ37億4千5百万円増加しました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益27億2千7百万円等により、21億8千8百万円の収入（前年同四半期は31億3千万円の収入）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形・無形固定資産の取得による支出8億1千3百万円等により、9億1千5百万円の支出（前年同四半期は1億5千万円の収入）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の取得による支出8億7千万円等がありましたが、長期借入れによる収入15億円等により、6億2千8百万円の収入（前年同四半期は3億9百万円の支出）となりました。

(3)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

・ 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます）

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社及び当社グループが1913年の創業以来蓄積してきた研究開発・製造・販売等の各分野における専門知識・経験・ノウハウ、これらを担う従業員、当社及び当社グループの取引先・顧客・従業員・地域社会その他の利害関係者との間に築かれた信頼関係、高品質な医薬品等の供給能力、良好な財務体質、その他の当社の企業価値の様々な源泉、長期的な視野のもとに継続的かつ安定的に医薬品等の研究開発、高品質な医薬品等の製造販売、適正使用情報の提供・管理等を実施・推進することが不可欠であること等の当社及び当社グループの事業特性を十分に理解し、上記及び に基づく適切な経営方針、事業計画等の立案・実施を通じ、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者が望ましいと考えております。

もっとも、当社の支配権の移転を伴う買付行為を受け入れるか否かを含め、当社を支配する者の在り方は、最終的には株主により決定されるべきであると考えております。また、株主が当該買付行為を受け入れるか否かの判断を適切に行うためには、当該買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担っている当社取締役会から提供される情報及び当該買付行為に対する当社取締役会の評価・意見等も含めた十分な情報が提供されることが不可欠であると考えております。

他方、当該買付行為の中には、株主に株式の売却を強要するおそれがあるもの、株主が当該買付行為を受け入れるか否かを検討し、当社取締役会が当該買付行為を評価検討し、必要に応じ当該買付者との間で条件改善について交渉し、代替案を提示するための十分な時間・情報が確保できないもの等、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するおそれのあるものもあります。

当社は、このような買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

・ 基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 中期経営計画等

当社は、1913年の創業以来「先見的独創と研究」の理念を掲げ、独創的な医薬品の研究開発活動を中心とした総合健康関連企業を志向して参りました。当社がその企業価値を向上させるためには、医薬品等の研究開発、高品質な医薬品等の製造販売、適正使用情報の提供・管理等を長期的な視野のもとに継続的かつ安定的に実施・推進することが不可欠であり、1913年の創業以来蓄積された専門知識・経験・ノウハウ及び国内外の取引先・顧客・従業員・地域社会その他の利害関係者との間に築かれた信頼関係等を適切に維持することが不可欠です。

平成22年4月1日に公表いたしました2010年度～2012年度の中期経営計画においては、従来の基本方針（利益の重視と将来への投資を継続し、中堅企業の機動性・俊敏性等持てる強みを最大限に活かしながら競争力のある事業・領域の確立、パートナーシップの重視、リソースの徹底した見直しの3点に重点的に取り組む）のもと、（1）本社機能の充実、効率的な組織運営等の構造改革及び部門間連携の強化による更なる生産性の向上、（2）リソースを最大限に活用し、社外資源とも積極的な連携を図り、スペシャリティファーマを目指して将来の競争力に結びつく事業活動への投資を推進することを表明し、企業価値の向上に努めております。

また、当社は、継続して企業価値の向上に努め、業績を継続的に発展させることにより、株主に適切な利益還元を行うことを重要な経営課題と捉えており、今後の成長戦略、収益状況等を総合的に判断して、内部留保の充実と利益還元のバランスを勘案しつつ、配当方針を決定して参ります。内部留保については、研究開発、設備投資、企業提携等に有効に活用して参ります。また、自己の株式の取得については、経営環境の変化に機動的に対応するため、取締役会決議で実施できる体制をとっており、積極的に実施いたします。

2. コーポレート・ガバナンスの充実、コンプライアンスの徹底

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実及びコンプライアンスの徹底を当社グループ全体の経営の軸として、ステークホルダーの信頼と期待に応え、当社の企業価値の向上に努めております。当社は、コーポレート・ガバナンスの充実策の一環として、重要な経営の意思決定に当たっては経営政策会議の十分な議論の結果をもとに、毎週開催される常務会及びグループ経営会議において決定を行っております。また、取締役会の機能を経営意思決定と業務執行監督とに明確化し、経営意思決定と業務執行の迅速化を目的として、執行役員制を導入しております。また、当社は、コンプライアンスの徹底策として、「持田製薬グループ行動憲章」を制定し、社外有識者を含めた倫理委員会を定期的で開催すると共に、当社グループの従業員を対象に倫理研修を定期的実施しており、今後も継続してコンプライアンスの徹底に努めて参ります。更に、CSR（企業の社会的責任）につきましても、各所轄部門において鋭意取り組み中ではありますが、当社グループ全体の推進母体としてCSR推進連絡会議を設置しており、近年の社会的要請に更に応えて参ります。

・基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（当社株式の大規模買付行為に関する対応方針）（以下、「本対応方針」といいます）

平成22年6月29日開催の当社定時株主総会において承認された本対応方針は、以下のとおりであります。

1. 本対応方針の目的

現状において、当社は主要な株主とは良好な関係にあると共に、当社のPBR、安定株主比率等の指標は比較的高水準であるものの、これらの状況・指標は流動的であると共に、現在の法制度の下においては、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為がなされる可能性が否定できない状況にあると認識しております。本対応方針はこのような認識を踏まえ、上記に記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして決定したものです。当社取締役会は、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除くものとし、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者及び行おうとする者を「大規模買付者」といいます）に際し、株主に対し必要かつ十分な情報が提供されるよう、以下のとおり、大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます）を定めることといたしました。大規模買付ルールは、株主に対し、大規模買付行為を受け入れるか否かについて適切な判断をするための必要かつ十分な情報・時間を提供し、大規模買付者との交渉力を確保するものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものであると考えます。

2. 取締役の判断の合理性・公正性を担保するための特別委員会の利用

（1）特別委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手续が進行されたか否か、及び大規模買付ルールが遵守された場合でも大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として株式又は新株予約権の発行、株式又は新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法令及び当社定款により許容される措置（以下、「対抗措置」といいます）を発動するか否かについて、当社取締役会の判断の合理性・公正性を担保するため、当社は、（注4）に概要を記載する特別委員会規則に従い、業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役及び社外監査役により構成される特別委員会を設置いたしました。特別委員会の当初の委員は、社外取締役岸 和正並びに社外監査役石川 清隆及び渡辺 宏の計3名といたしました。

（2）特別委員会への諮問、特別委員会の勧告の尊重

本対応方針に基づき当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社取締役会是对抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は大規模買付ルールが遵守されているか否か、対抗措置の必要性及び相当性等を十分検討した上で対抗措置の発動の是非について勧告を行うものとし、大規模買付ルールが遵守された場合においても大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を発動するか否かについて、特別委員会が適切と判断する場合には、株主総会の決議を経ることを当社取締役会に対し勧告することができるものとし、特別委員会の勧告内容については、その概要を適時適切に株主に開示いたします。

当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

3. 大規模買付ルールの内容

（1）意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の実行に先立ち、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」を提出いただきます。意向表明書には、大規模買付者の 名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、提案する大規模買付行為の概要及び 大規模買付ルールに従う旨の誓約の記載を要します。

(2) 大規模買付情報の提出

当社は、上記(1)の意向表明書受領後10営業日以内に、株主の判断及び当社取締役会の評価検討のために提出されるべき必要かつ十分な情報(以下、「大規模買付情報」といいます)のリストを大規模買付者に交付します。提出された情報だけでは大規模買付情報として不十分と考えられる場合には、追加情報の提供を要請することがあります。なお、大規模買付情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は、以下のとおりです。また、大規模買付行為の提案があった事実及び大規模買付情報は、速やかに特別委員会に提出すると共に、当社取締役会が株主の判断に必要であると判断した場合又は適用ある法令、金融商品取引所規則等に従い株主に開示が必要であると判断した場合には、その全部又は一部を開示いたします。

大規模買付者及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及び(ファンドの場合)組員その他の構成員を含みます)の詳細(名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容、役員の経歴等、過去の企業買収の経緯及びその結果、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験、過去の法令違反等の有無及び内容等に関する情報を含みます)

大規模買付行為の目的、方法及び内容(買付対価の種類・価額、買付時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性、買付完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨、その理由等を含みます)

大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合にはその内容

買付対価の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容及びその算定根拠を含みます)

買付資金の裏付け(大規模買付者に対する資金の提供者(実質的提供者を含みます)の名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます)

大規模買付行為完了後に意図する当社及び当社グループの経営者候補(当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます)、経営方針、事業計画、資本政策、配当政策その他の計画

大規模買付行為完了後に意図する当社及び当社グループの企業価値を持続的かつ安定的に向上させるための施策及びその根拠

当社及び当社グループの取引先・顧客・従業員・地域社会その他の利害関係者と当社及び当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容

その他特別委員会が合理的に必要と判断する情報

(3) 当社取締役会による評価検討

当社取締役会は、大規模買付行為の評価検討の難易度に応じて、大規模買付者が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には原則として最長60日間、その他の大規模買付行為の場合には原則として最長90日間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます)として確保する必要があると考えております。但し、当社取締役会は、特別委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重のうえ、当該評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案等に必要とされる合理的な範囲で、取締役会評価期間を30日間を限度として延長できるものとします。なお、当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を開示いたします。また、取締役会評価期間を延長する場合には、延長期間とその理由を速やかに開示いたします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、特別委員会に諮問し、また、適宜必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付情報を十分に評価検討し、特別委員会の勧告を最大限尊重のうえ、当社取締役会としての意見を取りまとめ、株主に開示します。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主へ代替案を提示することもあります。

従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後(当社取締役会が下記4(2)なお書に従い株主総会の決議を経ることを決定した場合には当該手続終了後)にのみ開始されるべきものとします。

4. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重のうえ、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲内で、対抗措置を発動し、大規模買付行為に対抗することがあります。具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することになります。

当社取締役会が具体的な対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は、(注5)に記載のとおりです。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に大規模買付行為に反対であったとしても、意見の表明、代替案の提示、株主への説得等に留め、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が、例えば以下のから のいずれかに該当し、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重のうえ、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲内で、対抗措置を発動することがあります。

真に当社の経営に参加する意思なく、高値で当社株式を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買付けを行っているとは判断される場合

当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に必要な資産(ノウハウ、営業秘密等を含む)、取引関係等を大規模買付者、そのグループ会社等に移譲させる目的で当社株式の買付けを行っているとは判断される場合

当社の資産を大規模買付者、そのグループ会社等の債務の担保、弁済原資等として流用する目的で当社株式の買付けを行っているとは判断される場合

当社の経営を一時的に支配して、一時的な高配当をさせる目的又は一時的な高配当による株価の急上昇時に当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買付けを行っているとは判断される場合

強圧的二段階買収(最初の買付けで全株式の買付けを勧誘せず、2回目以降の買付条件を不利に設定し、又は明確にしないで、公開買付け等の買付けを行うことをいいます)等、事実上、当社株主に株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合

買付条件(買付対価の種類・価額、買付時期、関連する取引の仕組み、買付方法、大規模買付行為の実現可能性、買付後の経営方針・事業計画及び買付後における当社の取引先・顧客・従業員・地域社会その他の利害関係者に対する対応方針等を含みます)が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分又は不適切と判断される場合

大規模買付者による支配権取得により、当社株主をはじめ、取引先・顧客・従業員・地域社会その他の利害関係者との関係その他の当社の企業価値の源泉を破壊すること等により、当社の企業価値の著しい毀損が予想され、又は当社の企業価値の維持及び向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合

大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切と判断される場合

なお、当社取締役会は、特別委員会が上記2(2)に従い株主総会の決議を経ることを勧告した場合、又は必要な時間等を勘案したうえ取締役会が善管注意義務に照らし株主総会の決議を経ることが適切と判断する場合には、株主総会の決議を経ることとします。

(3) 当社取締役会による再検討(対抗措置の発動の中止等)

当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かについて決定した後であっても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合等、当該決定の前提となった事実関係に変動が生じた場合には、改めて特別委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重のうえ、対抗措置の発動、中止又は変更に関する決定を行うことができます。この場合、特別委員会が必要と認める事項を含め、適時適切な開示を行います。

5. 本対応方針の有効期間、変更及び廃止

本対応方針の有効期間は、平成22年6月29日から平成25年6月開催予定の当社定時株主総会の終結時までとなっております。但し、有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合には、本対応方針は廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本対応方針の有効期間中であっても、関係法令の改正、司法判断の動向及び金融商品取引所その他の公的機関の対応等を踏まえ、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から必要と判断した場合には、特別委員会の承認を得たうえ、株主総会の承認の趣旨の範囲内で本対応方針を変更する場合があります。本対応方針の変更又は廃止については、速やかに株主にお知らせします。

6. 法令の改正等による修正

本対応方針で引用する法令の規定は、平成22年5月14日現在施行されている規定を前提としており、同日以後、法令の新設又は改廃により、各項に定める条項又は用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮のうえ、当該条項又は用語の意義等を適宜合理的に読み替えるものとします。

7. 株主及び投資家に与える影響等

(1) 本対応方針が株主及び投資家に与える影響等

本対応方針は、上記1に記載のとおり、株主に対し、大規模買付行為を受け入れるか否かについて適切な判断をするための必要かつ十分な情報・時間を提供し、大規模買付者との交渉力を確保するものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものであると考えます。

なお、上記3に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主及び投資家におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家に与える影響

当社取締役会が具体的な対抗措置を発動することを決定した場合には、適用ある法令、金融商品取引所規則等に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主が法的又は経済的に格別の損失を被る事態は想定しておりません。

対抗措置の一つとして新株予約権の無償割当てを行う場合は、大規模買付者等以外の株主は引受けの申込みを要することなく、その保有する当社株式数に応じて当該新株予約権の割当てを受け、また当社が当該新株予約権の取得の手続をとることにより、当該新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込み、払込み等の手続は必要となりません。これらの手続の詳細については、実際にこれらの手続が必要となった際に、適時適切な開示を行います。なお、特別委員会の勧告を受けて、当社取締役会が新株予約権の無償割当ての中止又は新株予約権の無償割当て後に当該新株予約権の無償取得（当社が当該新株予約権を無償で取得することにより、株主は当該新株予約権を失います）を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないため、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

上記及びの取組みが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことに関する取締役会の判断及びその理由

1. 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

上記に記載の当社の中期経営計画その他の取組みは、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを直接目的とするものであり、結果として基本方針の実現に資するものです。

従って、当該取組みは基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本対応方針）について

当社は、下記の理由により、本対応方針が基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないと考えております。

(1) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって決定されていること

本対応方針は、上記 1 に記載のとおり、株主に対し、大規模買付行為を受け入れるか否かについて適切な判断をするための必要かつ十分な情報・時間を提供し、大規模買付者との交渉力を確保するものであり、当社の株主共同の利益に資するものであると考えます。

(2) 合理的な客観的要件の設定

本対応方針における対抗措置は、上記 4 に記載のとおり、合理的な客観的要件が充足されない限り発動されないため、当社取締役会による恣意的な発動を防止する内容となっています。

(3) 株主の意思の尊重・反映

当社は平成22年6月29日開催の当社定時株主総会において本対応方針を議案として諮り、株主の承認を受けております。また、上記 5 に記載のとおり、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会において、本対応方針を廃止又は変更する旨の決議がなされた場合、本対応方針はその時点で廃止又は変更されることとされており、本対応方針に対する株主の意思が反映されることとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本対応方針における対抗措置の発動の是非に関する実質的な判断は、独立性の高い社外者のみから構成される特別委員会により行われることとされています。また、その判断の概要については株主に開示いたしますので、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するよう本対応方針の透明な運用が確保される仕組みとなっています。

(5) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策でないこと

上記 5 に記載のとおり、本対応方針は、当社株主総会又は当社取締役会の決議で廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、取締役任期を1年とし、期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(注1) 特定株主グループとは、() 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます）又は、() 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます）を意味します。

(注2) 議決権割合とは、() 特定株主グループが(注1)の() の場合には、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます）も加算するものとします）又は、() 特定株主グループが(注1)の() の場合には、当該買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます）の合計をいいます。なお、各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(注3) 株券等とは、金融商品取引法第27条の2第1項又は同法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

(注4) 特別委員会規則の概要

1. 特別委員会の委員は3名以上とし、業務執行を行う当社経営陣から独立した当社社外取締役及び当社社外監査役に該当する者から選任する（上記 2 (1) の当初の委員を除き、当社取締役会が選任する）。

2. 特別委員会の委員の任期は平成25年6月開催予定の定時株主総会の終結時までとする。当社社外取締役又は当社社外監査役であった特別委員会の委員が、当社社外取締役又は当社社外監査役でなくなった場合（再任された場合を除く）には、特別委員会の委員としての任期も同時に終了する。
3. 特別委員会は、次の（1）から（3）に定める事項について決定し、当該決定内容を理由を付して当社取締役会に対して勧告すると共に、本対応方針において特別委員会が行うことができると定められた事項を行う。なお、特別委員会の各委員及び当社各取締役は、本対応方針に基づく判断、決定、勧告等にあたり、専ら当社の企業価値及び株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - （1）本対応方針に従った新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動の是非
 - （2）本対応方針に従った新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の中止（当該新株予約権の無償取得を含む）
 - （3）その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項
4. 特別委員会は、大規模買付者に対し、提出された情報が大規模買付情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報の提供を求めることができるものとする。また、特別委員会は、大規模買付情報が提供された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、大規模買付行為の内容に対する意見及び根拠資料、代替案その他特別委員会が適宜必要と認める情報の提供を求めることができる。
5. 特別委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他特別委員会が必要と認める者の出席を要求し、説明を求めることができる。
6. 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（投資銀行、証券会社、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む）の助言を得ることができる。
7. 特別委員会の各委員及び当社取締役会は、大規模買付行為がなされた場合その他いつでも必要に応じ特別委員会を招集することができる。
8. 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、委員に事故があるときその他やむを得ない事由があるときは、特別委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

（注5）新株予約権の無償割当てを行う場合の概要

1. 割当対象株主及び割当方法

当社取締役会にて定める割当期日における最終の株主名簿に記載された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

3. 割当てる新株予約権の総数

当社取締役会が定める割当期日における最終の当社普通株式の発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（当社の所有する当社普通株式を除く）を減じた株式数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の無償割当てを行うことがある。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は当社普通株式1株当たり金1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使条件

大規模買付者を含む特定株主グループや当該特定株主グループから新株予約権を当社取締役会の承認を得ずに譲受けもしくは承継した者でないこと等を行使の条件として定める（詳細については、当社取締役会において別途定める）。

7. 当社による新株予約権の取得

- (1) 当社は、当社取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の行使が認められない者以外の者が所有する前営業日までに未行使の新株予約権を取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき、対象株式数の当社普通株式を交付することができる。
- (2) 当社は、新株予約権の行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が定める日が到来することをもって、全ての新株予約権を無償で取得することができる。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の無償割当ての効力発生日、行使期間その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

(4) 研究開発活動

当社グループは、社是「先見的独創と研究」を実践し、独創的な新薬の創製を目指す一方、国内外企業との研究開発提携を積極的に推進し、医家向医薬品を中心に、研究開発活動を展開しております。

当第2四半期連結会計期間の研究開発費は、24億2千8百万円であります。

なお、当第2四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却及び売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年11月12日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	123,000,000	123,000,000	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 1,000株
計	123,000,000	123,000,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年7月1日～ 平成22年9月30日	-	123,000	-	7,229	-	1,871

(6)【大株主の状況】

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
公益財団法人持田記念医学薬学振興財団	東京都新宿区本塩町7-6	13,221	10.75
持田 和枝	東京都杉並区	5,800	4.71
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	5,386	4.38
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託	東京都中央区晴海1-8-12		
みずほ銀行口 再信託受託者	晴海アイランドトリトンスクエア	5,380	4.37
資産管理サービス信託銀行株式会社	オフィスタワーZ棟		
公益財団法人高松宮妃癌研究基金	東京都港区高輪1-14-15-102	3,909	3.18
持田 英	東京都世田谷区	3,894	3.17
渡辺 進	東京都新宿区	3,642	2.96
日本水産株式会社	東京都千代田区大手町2-6-2	3,000	2.44
持田 直幸	東京都杉並区	2,664	2.17
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	2,461	2.00
計	-	49,358	40.13

- (注) 1. 上記のほか、当社所有の自己株式が12,384千株(実質的に所有していない株式1千株は除く)あります。
2. みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社の所有株式数は全て株式会社みずほ銀行が退職給付信託の信託財産に拠出したものであり、同社がその議決権行使の指図権を留保しております。
3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数は、全て信託業務に係る株式であります。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)(注1)	普通株式 12,384,000	-	-
完全議決権株式(その他)(注2)	普通株式 108,123,000	108,123	-
単元未満株式	普通株式 2,493,000	-	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	123,000,000	-	-
総株主の議決権	-	108,123	-

(注)1. 「完全議決権株式(自己株式等)」の12,384,000株は、全て当社所有の自己株式であります。

2. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が4,000株(議決権の数4個)及び株主名簿上は、当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権の数1個)含まれております。

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
持田製薬株式会社	東京都新宿区四谷一丁目7番地	12,384,000	-	12,384,000	10.07
計	-	12,384,000	-	12,384,000	10.07

(注)上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権の数1個)あります。

なお、当該株式は、「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の中に含めております。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	920	891	857	893	886	886
最低(円)	876	797	805	843	822	833

(注)最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動は次のとおりであります。

(1) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役兼 執行役員	企画管理本部長兼総務・人事部長兼 持田シーメンスメディカルシステム担当	岡部 宣彦	平成22年9月5日

(2) 役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
専務取締役兼 専務執行役員 (代表取締役)	企画管理、信頼性保証、持田ヘルスケア、持田インターナショナル、テクノロジー、持田シーメンスメディカルシステム担当兼企画管理本部長兼総務・人事部長	専務取締役兼 専務執行役員 (代表取締役)	企画管理、信頼性保証、持田ヘルスケア、持田インターナショナル、テクノロジー担当	青木 誠	平成22年9月6日
専務取締役兼 専務執行役員 (代表取締役)	企画管理、信頼性保証、持田ヘルスケア、持田インターナショナル、テクノロジー、持田シーメンスメディカルシステム担当兼企画管理本部長	専務取締役兼 専務執行役員 (代表取締役)	企画管理、信頼性保証、持田ヘルスケア、持田インターナショナル、テクノロジー、持田シーメンスメディカルシステム担当兼企画管理本部長兼総務・人事部長	青木 誠	平成22年10月4日

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第2四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	23,516	24,633
受取手形及び売掛金	23,625	23,672
有価証券	10,323	9,321
商品及び製品	7,728	6,766
仕掛品	1,557	2,379
原材料及び貯蔵品	2,652	2,526
繰延税金資産	2,752	2,829
その他	4,599	1,687
貸倒引当金	0	4
流動資産合計	76,756	73,812
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	7,242	7,216
機械装置及び運搬具(純額)	2,637	2,724
土地	6,088	6,088
建設仮勘定	852	694
その他(純額)	1,255	1,311
有形固定資産合計	18,077	18,036
無形固定資産	1,250	1,404
投資その他の資産		
投資有価証券	7,886	8,805
繰延税金資産	2,856	2,893
その他	1,997	1,893
投資その他の資産合計	12,740	13,591
固定資産合計	32,067	33,033
資産合計	108,824	106,845

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	8,112	7,396
短期借入金	687	500
未払法人税等	1,986	3,161
賞与引当金	2,414	2,649
その他の引当金	2 822	2 920
その他	6,556	6,422
流動負債合計	20,579	21,050
固定負債		
長期借入金	1,312	-
繰延税金負債	105	107
退職給付引当金	4,816	4,887
その他	1,230	1,033
固定負債合計	7,464	6,027
負債合計	28,043	27,077
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,229	7,229
資本剰余金	1,871	1,871
利益剰余金	82,899	80,577
自己株式	11,248	10,380
株主資本合計	80,752	79,298
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	28	469
評価・換算差額等合計	28	469
純資産合計	80,780	79,768
負債純資産合計	108,824	106,845

(2)【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
売上高	39,247	39,025
売上原価	14,397	14,903
売上総利益	24,849	24,121
返品調整引当金戻入額	2	1
差引売上総利益	24,851	24,122
販売費及び一般管理費	16,742	17,466
営業利益	8,108	6,655
営業外収益		
受取利息	32	21
受取配当金	103	107
ロイヤリティ収入等	345	126
その他	110	87
営業外収益合計	593	342
営業外費用		
支払利息	19	18
支払手数料	-	12
持分法による投資損失	230	-
その他	24	7
営業外費用合計	274	38
経常利益	8,428	6,960
特別利益		
貸倒引当金戻入額	0	4
固定資産売却益	0	0
関係会社株式売却益	1,139	-
特別利益合計	1,140	4
特別損失		
固定資産除売却損	12	40
固定資産撤去費用	11	31
投資有価証券評価損	-	174
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	189
特別退職金	-	222
特別損失合計	23	657
税金等調整前四半期純利益	9,544	6,307
法人税等	3,625	2,421
少数株主損益調整前四半期純利益	-	3,885
四半期純利益	5,918	3,885

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
売上高	19,808	19,504
売上原価	7,361	7,531
売上総利益	12,447	11,973
返品調整引当金戻入額	3	4
差引売上総利益	12,450	11,977
販売費及び一般管理費	1 8,324	1 8,826
営業利益	4,125	3,150
営業外収益		
受取利息	17	10
受取配当金	0	0
ロイヤリティ収入等	18	12
不動産賃貸料	-	19
その他	77	22
営業外収益合計	113	65
営業外費用		
支払利息	9	11
支払手数料	-	7
持分法による投資損失	81	-
その他	12	5
営業外費用合計	102	25
経常利益	4,136	3,191
特別利益		
固定資産売却益	-	0
関係会社株式売却益	1,139	-
特別利益合計	1,139	0
特別損失		
固定資産除売却損	7	35
固定資産撤去費用	-	31
投資有価証券評価損	-	174
特別退職金	-	222
特別損失合計	7	463
税金等調整前四半期純利益	5,268	2,727
法人税等	1,931	1,002
少数株主損益調整前四半期純利益	-	1,725
四半期純利益	3,336	1,725

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	9,544	6,307
減価償却費	1,299	1,291
固定資産除売却損益(は益)	11	39
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	189
特別退職金	-	222
投資有価証券評価損益(は益)	-	174
関係会社株式売却損益(は益)	1,139	-
持分法による投資損益(は益)	230	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	0	4
賞与引当金の増減額(は減少)	234	235
退職給付引当金の増減額(は減少)	19	70
受取利息及び受取配当金	136	128
支払利息及び支払手数料	29	31
売上債権の増減額(は増加)	602	47
たな卸資産の増減額(は増加)	86	266
その他の流動資産の増減額(は増加)	263	1,914
仕入債務の増減額(は減少)	179	716
その他の流動負債の増減額(は減少)	66	18
その他	790	382
小計	8,522	6,034
利息及び配当金の受取額	136	129
利息及び手数料の支払額	28	31
法人税等の支払額	3,273	3,173
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,357	2,958
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	3,700	3,700
定期預金の払戻による収入	3,200	3,600
有形及び無形固定資産の取得による支出	1,216	1,122
関係会社株式の売却による収入	1,170	-
その他	11	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	558	1,220
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	-	1,500
長期借入金の返済による支出	300	-
配当金の支払額	1,368	1,562
自己株式の取得による支出	45	877
自己株式の売却による収入	29	8
その他	16	19
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,701	950
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	3,097	786
現金及び現金同等物の期首残高	20,377	26,434
現金及び現金同等物の四半期末残高	23,475	27,220

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 なお、これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益が9百万円減少し、税金等調整前四半期純利益が198百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は241百万円であります。

【表示方法の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
(四半期連結損益計算書)	1. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第2四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。 2. 前第2四半期連結累計期間において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「支払手数料」は、営業外費用総額の100分の20を超えたため、当第2四半期連結累計期間では区分掲記することとしました。 なお、前第2四半期連結累計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「支払手数料」は10百万円であります。

	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
(四半期連結貸借対照表)	前第2四半期連結会計期間において、区分掲記しておりました「長期未払金」は、金額的重要性が乏しくなったため、固定負債の「その他」に含めて表示しております。なお、当第2四半期連結会計期間の固定負債の「その他」に含まれる「長期未払金」は615百万円であります。
(四半期連結損益計算書)	1. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第2四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。 2. 前第2四半期連結会計期間において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「支払手数料」は、営業外費用総額の100分の20を超えたため、当第2四半期連結会計期間では区分掲記することとしました。 なお、前第2四半期連結会計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「支払手数料」は5百万円であります。 3. 前第2四半期連結会計期間において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「不動産賃貸料」は、営業外費用総額の100分の20を超えたため、当第2四半期連結会計期間では区分掲記することとしました。なお、前第2四半期連結会計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「不動産賃貸料」は19百万円であります。

【簡便な会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	法人税等の納付額の算定に関しては、加味する加減算項目を重要なものに限定する方法によっております。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化が認められない場合には、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。 なお、法人税等調整額は法人税等を含めて表示しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1.有形固定資産の減価償却累計額は、35,542百万円であります。	1.有形固定資産の減価償却累計額は、35,508百万円であります。
2.その他の引当金	2.その他の引当金
売上割戻引当金 563百万円	売上割戻引当金 669百万円
販売促進引当金 160百万円	販売促進引当金 143百万円
返品調整引当金 58百万円	返品調整引当金 57百万円
役員賞与引当金 40百万円	役員賞与引当金 50百万円
822百万円	920百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
広告宣伝費 1,845百万円	広告宣伝費 1,933百万円
給料手当 3,542百万円	給料手当 3,572百万円
賞与 1,671百万円	賞与 1,697百万円
退職給付費用 357百万円	退職給付費用 275百万円
研究開発費 4,023百万円	研究開発費 4,609百万円

前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
広告宣伝費 997百万円	広告宣伝費 942百万円
給料手当 1,778百万円	給料手当 1,775百万円
賞与 754百万円	賞与 830百万円
退職給付費用 170百万円	退職給付費用 127百万円
研究開発費 2,004百万円	研究開発費 2,428百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年9月30日現在)	1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年9月30日現在)
現金及び預金勘定 24,277百万円	現金及び預金勘定 23,516百万円
有価証券勘定 7,317百万円	有価証券勘定 10,323百万円
計 31,595百万円	流動資産の「その他」 (短期貸付金)勘定 999百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 8,120百万円	計 34,840百万円
現金及び現金同等物 23,475百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 7,620百万円
	現金及び現金同等物 27,220百万円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 123,000千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 12,384千株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,562	14.0	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年11月1日 取締役会	普通株式	1,216	11.0	平成22年9月30日	平成22年12月1日	利益剰余金

5. 株主資本の金額の著しい変動

前連結会計年度末と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)及び前第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)において、全セグメントの売上高の合計、営業利益の合計額に占める「医薬品関連事業」の割合が、いずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)及び前第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)において、いずれも本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)及び前第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)の海外売上高は、いずれも連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)
当社グループの報告セグメントは、医薬品関連事業のみであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

前連結会計年度末と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

前連結会計年度末と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度末と比較して著しい変動がありません。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度末と比較して著しい変動がありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 730.28 円	1株当たり純資産額 714.68 円

2. 1株当たり四半期純利益金額

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額 51.83 円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 34.93 円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
四半期純利益 (百万円)	5,918	3,885
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益 (百万円)	5,918	3,885
期中平均株式数 (千株)	114,205	111,248

前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額 29.22 円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 15.56 円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
四半期純利益 (百万円)	3,336	1,725
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益 (百万円)	3,336	1,725
期中平均株式数 (千株)	114,203	110,886

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前連結会計年度末と比較して著しい変動がありません。

2【その他】

平成22年11月1日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額.....1,216百万円

(ロ) 1株当たりの金額.....11円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成22年12月1日

(注) 平成22年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月9日

持田製薬株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 津田 英嗣 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐野 明宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている持田製薬株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、持田製薬株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月10日

持田製薬株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 津田 英嗣 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐野 明宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている持田製薬株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、持田製薬株式会社及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。